



仲間とつくる  地域のつながり

東京版 活動強化方策

民生委員制度創設100周年記念

民生委員児童委員信条

- わたくしたちは隣人愛をもって
社会福祉の増進に努めます
- わたくしたちは常に地域社会の
実情を把握することに努めます
- わたくしたちは誠意をもって
あらゆる生活上の相談に応じ
自立の援助に努めます
- わたくしたちはすべての人々と協力し
明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- わたくしたちは常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

目次

民生委員制度創設100周年記念 東京版 活動強化方策

はじめに 1

- 東京版 活動強化方策について 2

第1章 紡ぎゆく100年の実践 4

- 民生委員・児童委員が果たしてきた役割 4
- 福祉を取り巻く状況と委員活動の変化 7
- 私たちが目指す地域社会 12

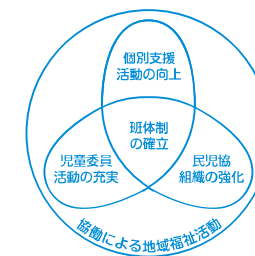
第2章 活動強化方策の5本の柱 13

- 今後10年の羅針盤 13
 - ① 個別支援活動の向上 14
 - ② 班体制の確立 19
 - ③ 民児協組織の強化 23
 - ④ 児童委員活動の充実 27
 - ⑤ 協働による地域福祉活動 31
- 都民連の重点事業 35

第3章 10年後の地域を見据えて 37

- これからの東京と福祉 37
- これからの民生委員・児童委員 43

はじめに



紡ぎ続けた100年の実践と これからの10年を見据えた活動の展開

民生委員制度は、平成29年に創設100周年という大きな節目を迎えます。震災や戦争、経済不況などあまたの混乱期にあっても、民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行い社会福祉の増進に努めてきました。

長年にわたり地域福祉の発展に貢献してきた民生委員・児童委員ですが、住民・地域が抱える課題の多様化と複雑化により、活動の困難さに加え、各委員の負担感や多忙さが増しています。また女性や高齢者が現役として働くことが期待される時代にあって、民生委員・児童委員の担い手の確保はますます厳しくなっている上、経験豊富な委員も減ってきています。

このような中で、民生委員・児童委員が地域福祉の要としてますます活躍していくためには、これまでの活動の意義とこれからの方向性を、私たち自身が確かめ合うことが重要です。まずは私たちが感じている誇りとやりがいを仲間と分かち合い、活動内容だけでなくその意義や素晴らしさも住民や地域の関係者に伝えるなど民生委員・児童委員活動を正しく理解してもらえるような働き掛けにつなげることが求められます。

また、もし活動しにくいと感じている仲間がいたら支え合えないか、民生委員・児童委員協議会（以下、民児協）として行政・関係機関とともに、活動環境の整備に取り組んでいけるよう検討することも大きな課題です。

このたび策定した活動強化方策は、各委員・民児協が、今後地域で活動を進める際の共通基盤となるものです。本会も、この土台に立って、東京の民生委員・児童委員活動の発展に資する事業を展開していきます。

東京都民生児童委員連合会 会長 福田 豊衍



東京版 活動強化方策について

目的

- 100年の歴史ある実践を受け継ぐとともに、東京の民生委員・児童委員、民児協に共通する活動の方向性と具体的取り組みを活動強化方策として提起する。
- 活動強化方策を推進するために必要な事項を、都民連の重点事業として位置付ける。

期間

平成29年度～平成38年度の10年間
※但し、平成28年12月の一斉改選より先行して実施する

スローガン

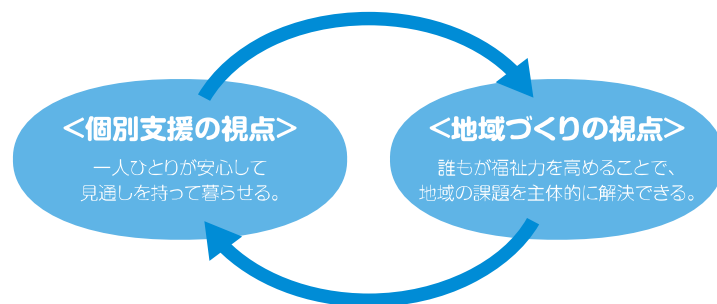
仲間とつくる 地域のつながり

※「仲間」…委員同士、関係者、住民などの地域のあらゆる主体

活動の現状と課題

- 相談・支援機関とサービスの拡充に伴う「つなぐ活動の増加」と「相談・支援件数の減少」
- 生活課題の重層化や制度の狭間に陥る人々の「把握と対応の難しさ」
- 地域福祉の主流化に伴う「地域福祉活動・民児協活動の拡大」
- 深刻化する「なり手不足」と「経験豊富な委員の減少」

目指すべき地域社会の姿



それぞれの地域課題を主体的に解決できる地域社会

活動強化方策の5本の柱

支援力を高める

個別支援活動の向上

住民に寄り添い、ニーズをつかみ、適切な支援に結びつける力量を高めます

チームで動く

班体制の確立

近隣の委員同士がチームとなり、地域と向き合いながら、課題解決につなげます

組織を活かす

民児協組織の強化

期待と信頼に応えるために運営力を磨き、地域とともに成長できる組織を目指します

子どもを育む

児童委員活動の充実

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

地域をむすぶ

協働による地域福祉活動

関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

第1章 紡ぎゆく100年の実践



民生委員・児童委員が果たしてきた役割

東京の民生委員・児童委員の源は、大正7年(1918)に設置された「救済委員」まで遡ります。当時、都内で慈善活動を行っていたさまざまな機関や団体同士が連携し、東京府慈善協会が置かれました。この協会のもと、生活困窮者の多い地域に常設の相談所が設置され、相談所ごとに救済委員を任命して住民の生活状態の調査や支援にあたったことが、私たちの活動の始まりです。

その後救済委員は、全国的に広がった「方面委員」へ一本化され、昭和21年の民生委員令公布により、名称は「民生委員」へ改められ、困窮者のみならず幅広い分野の活動を行うこととなりました。

こうした長い歴史を持つ民生委員制度ですが、いつの時代にあっても、民生委員・児童委員は、住民や地域とともに、福祉の向上に貢献してきました。

これまで民生委員・児童委員が果たしてきた役割

- 地域住民に寄り添い、見守り、地域の安心を支え続ける役割
- 公的な福祉制度・サービスとつなぐ役割
- 民間社会福祉活動の中核的な役割
- 地域課題を明らかにし社会に訴える役割
- 課題解決に率先して取り組む役割

(平成28年度「都道府県・指定都市民児協事務局会議」資料より)

全国民生委員児童委員連合会では、10年ごとに活動強化方策を取りまとめ、民生委員・児童委員の基本原則(P5~6)を示してきました。民生委員・児童委員が果たしてきた役割とこれからの時代においても受け継ぐべき活動の原則を確認しておきましょう。

民生委員・児童委員の基本原則

基本姿勢

- **社会奉仕の精神**
社会奉仕の精神をもって、社会福祉の増進に努めます。
- **基本的人権の尊重**
その活動を行うにあたって個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ります。人権、信条、性別、社会的身分または門地による差別的、優先的な取り扱いはありません。
- **政党・政治的目的への地位利用の禁止(政治的中立)**
職務上の地位を政党または政治的目的のために利用しません。

基本的性格

- **自主性**
常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。
- **奉仕性**
誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。
- **地域性**
一定の地域社会(担当区域)を基盤として、適切な活動を行います。

活動の原則

- **住民性**
自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行います。
- **継続性**
福祉課題の解決は時間をかけて行う必要があります。地域を担当する委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。
- **包括・総合性**
個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的、総合的な視点に立った活動を行います。

7つのはたらき

- **社会調査（アンテナ的なはたらき）**
担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。
- **相談（世話役的なはたらき）**
地域住民が抱える課題について、相手の立場に立ち、親身になって相談に乗ります。
- **情報提供（告知的なはたらき）**
社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- **連絡通報（パイプ役的なはたらき）**
住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。
- **調整（潤滑油的なはたらき）**
住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるように支援します。
- **生活支援（支援的なはたらき）**
住民が求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます。
- **意見具申（代弁者的なはたらき）**
活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関等に意見を提起します。



福祉を取り巻く状況と委員活動の変化



住民に最も身近なところで住民の立場に立って、寄り添い、支え続けてきた民生委員・児童委員は、公的な支援策が十分でなかった時代には、調査の手法を用いて必要な制度を社会に訴えたり、寄付や仲間を募り自らの手でサービスをつくり出したりしながら、関係機関とともに住民の福祉の充実を図ってきました。

福祉の制度やサービスが拡充してくると民生委員・児童委員の活動は、個別支援活動を中心としながらも、さらに民児協活動、地域福祉活動の領域が拡大していきます。

ここでは、福祉を取り巻く制度やサービスと民生委員・児童委員の活動がどのように変わってきたのか、活動の変化を見ていきます。

専門相談・支援機関の発達とサービスの拡充（つなぐ活動）

平成12（2000）年の介護保険の導入に代表される社会福祉基礎構造改革^{（※1）}は、社会福祉の大きな転換点となりました。行政が必要と認めた一部の対象者へ定められた枠組みのサービスを支給する方法（措置）から、利用者が自らの意思のもとサービスを選択する方法（契約）へと移行したことで、サービスの質の向上と量の増大が図られました。

介護から始まったこの変化は、障がい者、子ども、生活困窮者への支援にも広がり、サービス提供の窓口となる機関や事業者も、目覚ましく増加しました。例えば、地域包括支援センターや子ども家庭支援センターなどの専門分野ごとの相談機関が住民の身近な地域に整備され、そこにはケアマネジャーや社会福祉士といった専門職が配置され、利用者のニーズに応じた支援の調整を行っています。さらには、民間事業者やNPOなどによる多様なサービスの提供も広がってきました。

サービスの拡充と専門相談・支援機関の発達的一方、民生委員・児童委員の相談・支援件数は、年々減少しています（図表1）。昭和55年度の委員一人あたりの月平均活動件数（総計）は20.5件で、活動全体の約半数にあたる9.5件が相談・支援件数でしたが、平成27年度では活動件数は29.1件に増えたものの相談・支援件数は1.5件と**活動全体の約5%にまで低下**しています。反対に、関係機関との連絡調整回数は、2.5回から5.3回へと倍増しています。